

年管管発0420第1号
平成23年4月20日

地方厚生(支)局
年金調整(年金管理)課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に
係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いについて

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の免除、若年者納付猶予及び学生納付特例（以下「免除等」という。）の申請については、下記のとおり取扱うこととするので、御了知いただくとともに、貴管内市町村への周知を図られたい。

なお、その際、平成23年3月11日以降に対象市町村から住所変更した者の免除等を受け付けた場合、所得・被災状況の審査は不要であるとの周知について、特にご留意いただきたい。

記

1. 取扱いの概要

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定により、震災発生日以降、内閣総理大臣により住民の避難のための立退き又は屋内への退避の指示を受けた区域を管内に有する下記2の市町村に、東日本大震災の発生日である平成23年3月11日時点で住所を有していた国民年金第1号被保険者からの免除等の申請については、国民年金法施行規則第77条の7第3号に規定された事由に該当するものとして取り扱うこと。

2. 本通知による免除等の対象市町村

以下の福島県内の市町村が対象となること。

いわき市 田村市 南相馬市 双葉郡広野町 双葉郡楢葉町 双葉郡富岡町
双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村
相馬郡飯舘村（以上12市町村）

なお、対象地域については、今後見直しを行う場合があること。

3. 免除等の受付

免除等の受付は、住所地の市町村又は年金事務所で行うものであること。

4. 本通知による免除等の審査方法

次により審査するものとし、所得・被災状況の審査は不要であること。

(1) 住所地が 2. の対象市町村である者の場合

- ① 2. の対象市町村において受け付けた申請の審査は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」等の「天災を事由とした場合の意見」欄に、「平成 23 年 3 月 11 日現在、当市（町村）に住所を有していた」旨の記載があることを確認することにより行う。
- ② 年金事務所において受け付けた申請の審査は、日本年金機構が、申請者の住所を確認することにより行う。

(2) 住所地が 2. の対象市町村以外である者の場合

日本年金機構が、申請者の住所を確認することにより行う。

年管管発0420第4号
平成23年4月20日

東北厚生局年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公印省略)

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に
係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いについて

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の免除、若年者納付猶予及び学生納付特例（以下「免除等」という。）の申請については、下記のとおり取り扱うこととするので、御了知のうえ、貴管内市町村への周知を図られたい。なお、その際、平成23年3月11日以降に対象市町村から住所変更した者の免除等を受け付けた場合、所得・被災状況の審査は不要であることの周知について、特にご留意いただきたい。

また、特に対象市町村に対しては、下記4の（1）の①「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」等の「天災を事由とした場合の意見」欄の記載について、御協力いただけるよう依頼願いたい。

記

1. 取扱いの概要

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定により、震災発生日以降、内閣総理大臣により住民の避難のための立退き又は屋内への退避の指示を受けた区域を管内に有する下記2の市町村に、東日本大震災の発生日である平成23年3月11日時点で住所を有していた国民年金第1号被保険者からの免除等の申請については、国民年金法施行規則第77条の7第3号に規定された事由に該当するものとして取り扱うこと。

2. 本通知による免除等の対象市町村

以下の福島県内の市町村が対象となること。

いわき市 田村市 南相馬市 双葉郡広野町 双葉郡楢葉町 双葉郡富岡町
双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村
相馬郡飯舘村（以上12市町村）

なお、対象地域については、今後見直しを行う場合があること。

3. 免除等の受付

免除等の受付は、住所地の市町村又は年金事務所で行うものであること。

4. 本通知による免除等の審査方法

次により審査するものとし、所得・被災状況の審査は不要であること。

(1) 住所地が2. の対象市町村である者の場合

① 2. の対象市町村において受け付けた申請の審査は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」等の「天災を事由とした場合の意見」欄に、「平成23年3月11日現在、当市（町村）に住所を有していた」旨の記載があることを確認することにより行う。

② 年金事務所において受け付けた申請の審査は、日本年金機構が、申請者の住所を確認することにより行う。

(2) 住所地が2. の対象市町村以外である者の場合

日本年金機構が、申請者の住所を確認することにより行う。

年管管発0420第2号
平成23年4月20日

日本年金機構本部
事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に 係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いについて

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の免除、若年者納付猶予及び学生納付特例（以下「免除等」という。）の申請については、下記のとおり取り扱うこととするので、御了知のうえ、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 取扱いの概要

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定により、震災発生日以降、内閣総理大臣により住民の避難のための立退き又は屋内への退避の指示を受けた区域を管内に有する下記2の市町村に、東日本大震災の発生日である平成23年3月11日時点で住所を有していた国民年金第1号被保険者からの免除等の申請については、国民年金法施行規則第77条の7第3号に規定された事由に該当するものとして取り扱うこと。

2. 本通知による免除等の対象市町村

以下の福島県内の市町村が対象となること。

いわき市 田村市 南相馬市 双葉郡広野町 双葉郡檜葉町 双葉郡富岡町
双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村
相馬郡飯館村（以上12市町村）

なお、対象地域については、今後見直しを行う場合があること。

3. 免除等の受付

免除等の受付は、住所地の市町村又は年金事務所で行うものであること。

4. 本通知による免除等の審査方法

次により審査するものとし、所得・被災状況の審査は不要であること。

(1) 住所地が 2. の対象市町村である者の場合

① 2. の対象市町村において受け付けた申請の審査は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」等の「天災を事由とした場合の意見」欄に、「平成 23 年 3 月 11 日現在、当市（町村）に住所を有していた」旨の記載があることを確認することにより行う。

② 年金事務所において受け付けた申請の審査は、日本年金機構が、申請者の住所を確認することにより行う。

(2) 住所地が 2. の対象市町村以外である者の場合

日本年金機構が、申請者の住所を確認することにより行う。